

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業 者 名	登録代理人	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	株式会社トーニチコンサルタント	北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区 大和田町2-238-2	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	大日コンサルタント株式会社	①埼玉事務所 ②東日本支社	①埼玉県さいたま市南区 南浦和2-31-13 ②東京都台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	日本交通技術株式会社	埼玉営業所	埼玉県川口市川口6-7-14-103	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	株式会社クリーン工房	本店	埼玉県さいたま市中央区 新都心11-2 さいたま新都心LAタワー30階	R8.5.19 ~ R8.8.18	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
5	株式会社大林組	①東京本店 ②関東支店	①東京都港区港南2-15-2 ②埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	R8.5.19 ~ R8.6.18	当該業者は、同者を含む共同企業体が受注した工事に関連して発生した作業員の労働災害について、令和6年12月25日、労働基準監督署の立ち入り検査の際、虚偽の陳述を行った。これにより、令和8年3月17日、当該業者及び当該業者使用人が起訴され、令和8年3月24日、労働安全衛生法違反を理由として横浜簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
6	スバル興業株式会社	埼玉営業所	埼玉県さいたま市西区西大宮1-49-20	R8.6.11 ~ R8.12.10	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
7	日本ハイウェイ・サービス株式会社	埼玉営業所	埼玉県さいたま市岩槻区 平林寺西366-1	R8.6.11 ~ R8.12.10	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
8	富士通Japan株式会社	東日本公共ビジネス	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1-11-20	R8.6.11 ~ R8.7.10	当該業者の社員が、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通Japanの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕されたため。

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業 者 名	登録代理人	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
9	株式会社竹中土木	東京本店	東京都江東区新砂1-3-3	R8.8.4 ~ R8.9.3	当該業者の使用人は、西日本高速道路株式会社発注の耐震補強工事の作業所長として施工管理等を行っていたが、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
10	協和テクノロジズ株式会社	東京本社	東京都港区芝1-5-9	R8.9.10 ~ R8.10.9	当該事業者は、登録検査事業者として登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、無線設備等の点検の結果を免許人に偽って通知したとして、近畿総合通信局は、令和8年5月19日付で、電波法の規定に基づく行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行った。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。